

鳥獣被害対策をめぐる事情と 行政上の諸対策について

令和7年7月9日

農林水産省鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

目 次

1 鳥獣被害の現状等

2 鳥獣被害対策

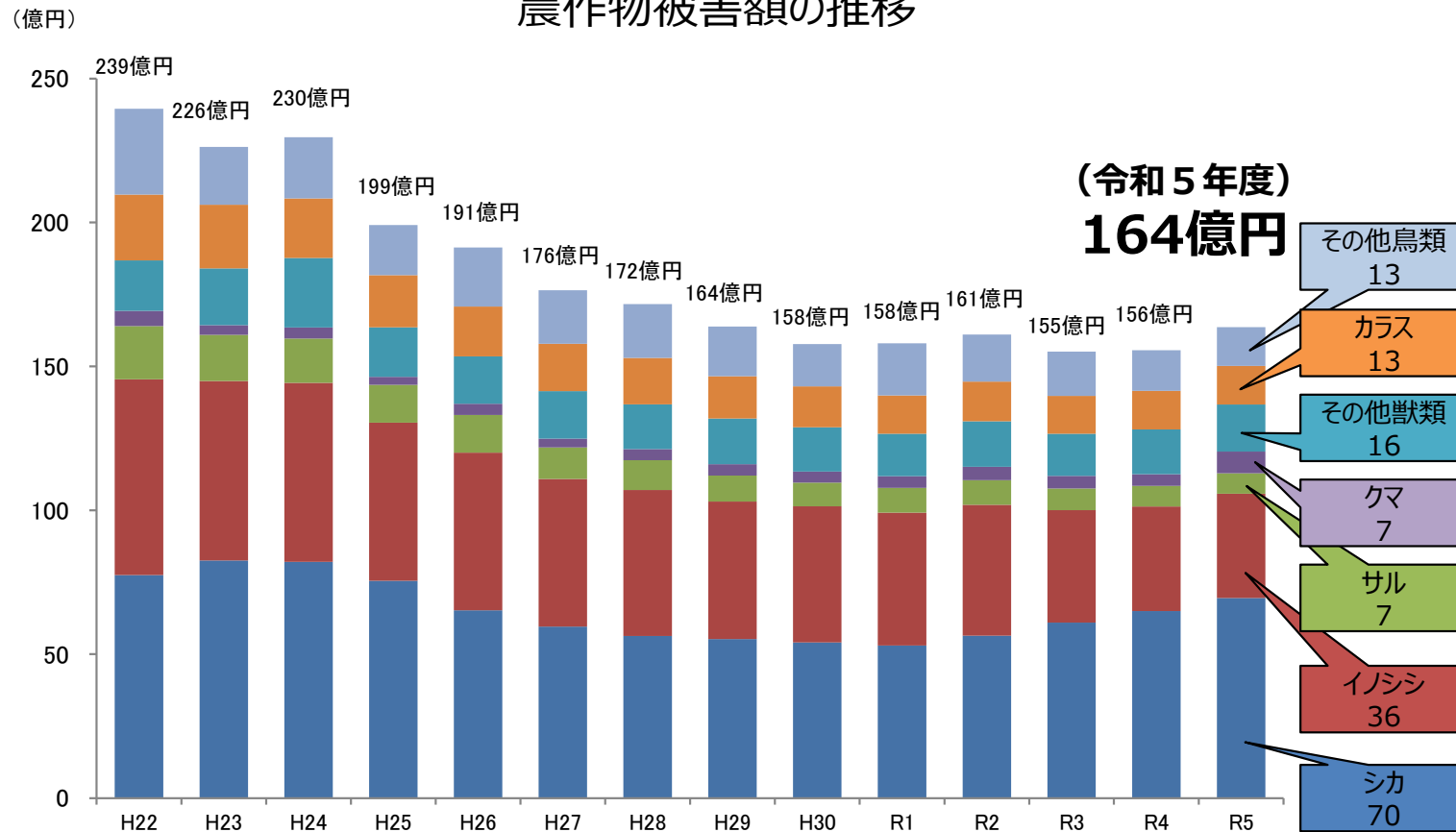
3 鳥獣被害防止に向けた取組事例

4 捕獲した鳥獣の利活用

野生鳥獣による農林水産被害の概要

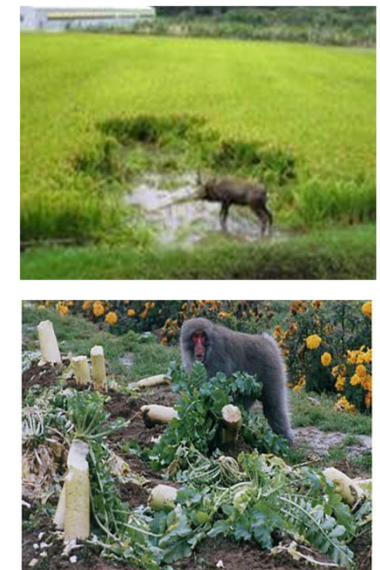
- 野生鳥獣による農作物被害額は164億円（令和5年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和5年度）で、このうちシカによる被害が約6割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**

農作物被害額の推移



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

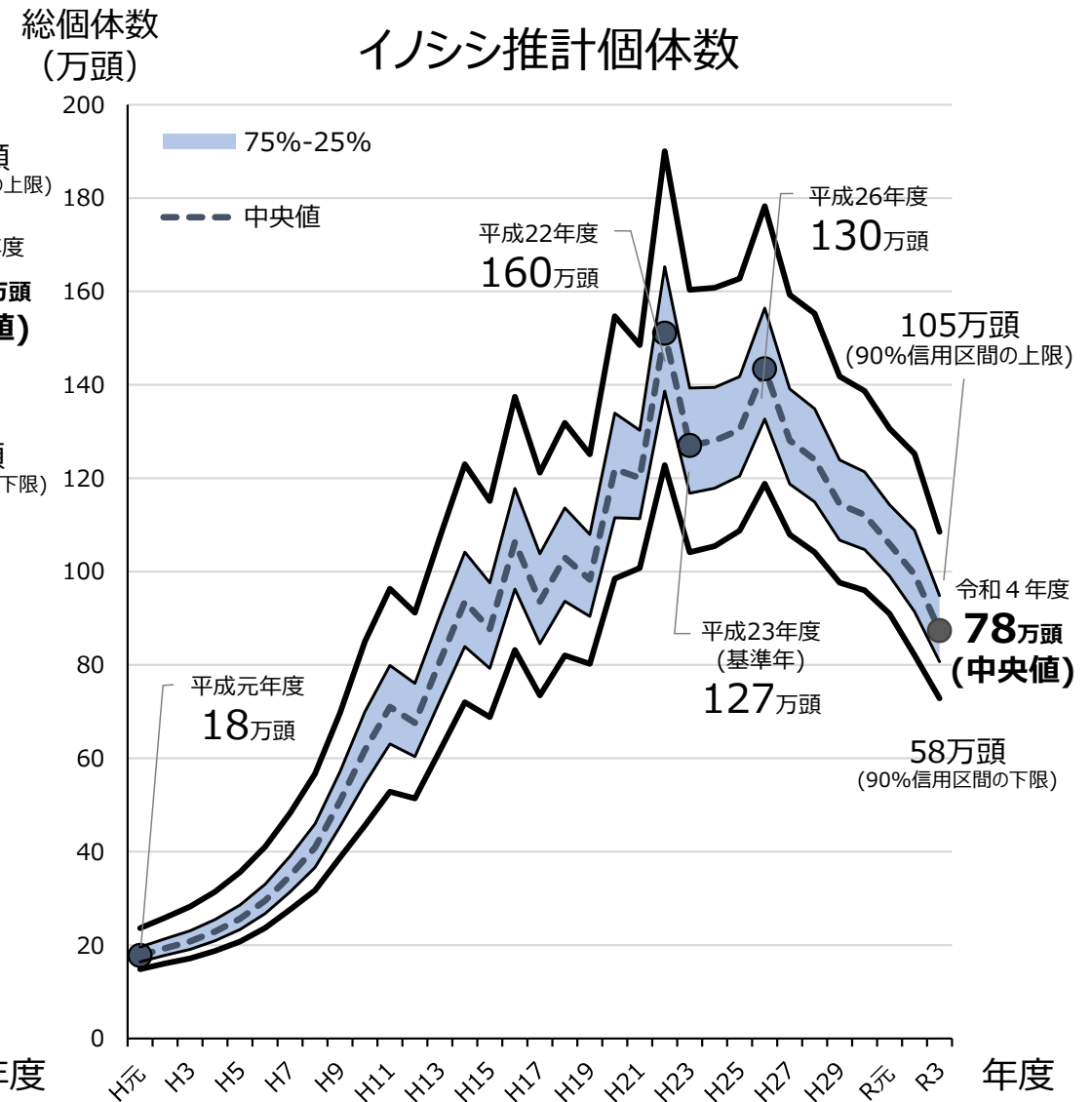
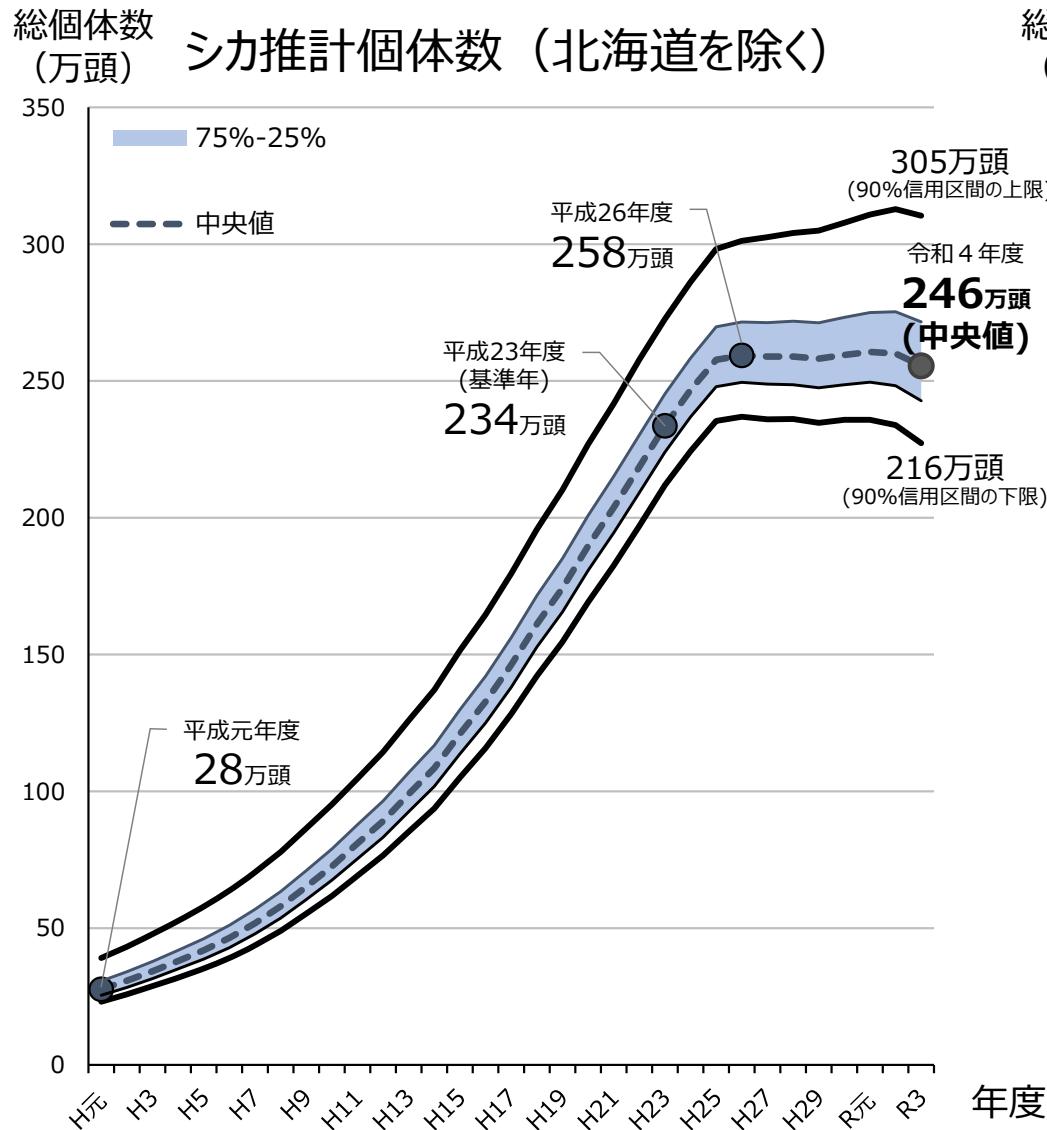
農作物被害



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和4年度で約9倍（中央値）に増加。平成26年度以降はほぼ横ばいで推移。
- イノシシは平成元年度～令和4年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。



鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】

農林水産大臣が被害防止施策の**基本指針**を作成



基本指針に則して、**市町村が被害防止計画**を作成
(必要に応じ協議会や**鳥獣被害対策実施隊**を設置)

計画に基づき被害防止施策を実施

【主な支援措置】

財政支援

特別交付税の拡充、補助事業による支援等、必要な財政上の措置

権限委譲

市町村の希望に応じ被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲

捕獲人材の確保

捕獲隊員等に係る、狩猟税の減免や、銃刀法に基づく技能講習の一部免除※等

都道府県による助言等

都道府県による、市町村への助言や、市町村をまたいだ被害防止に関する措置※※等

※ H24改正時に措置、その後延長

※※ R3改正時に範囲拡大

【その他の鳥獣被害防止のための措置】

捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

被害状況等の調査

技術開発・普及等

人材の育成

等

【沿革】

H19
(制定)

H24
(改正)

- 一定の要件を満たす場合、①実施隊員については『当分の間』、②実施隊員以外の捕獲従事者については『平成26年12月3日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
- 国及び都道府県が捕獲に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を2年間延長。

H28
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置の範囲拡大及び国による費用の補助に係る規定の追加。
- 国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
- 被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。

令和6年4月時点で1,518市町村で被害防止計画を作成

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

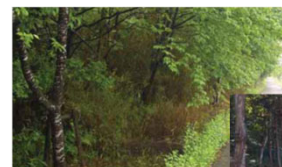
【活動内容】 捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

【隊員構成】

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事

【設置に必要な市町村の手続き】

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

【実施隊員へのメリット措置】

主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可



継続10年以上猟銃の所持がなくても、**ライフル銃の所持許可の対象になり得る**

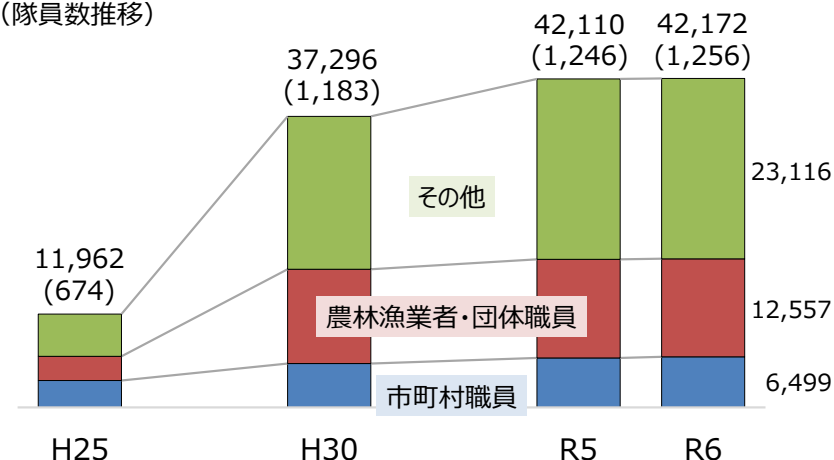
※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減額
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置の対象になり得る

【設置状況】

令和6年4月時点で1,256市町村で設置(隊員数:42,172名)

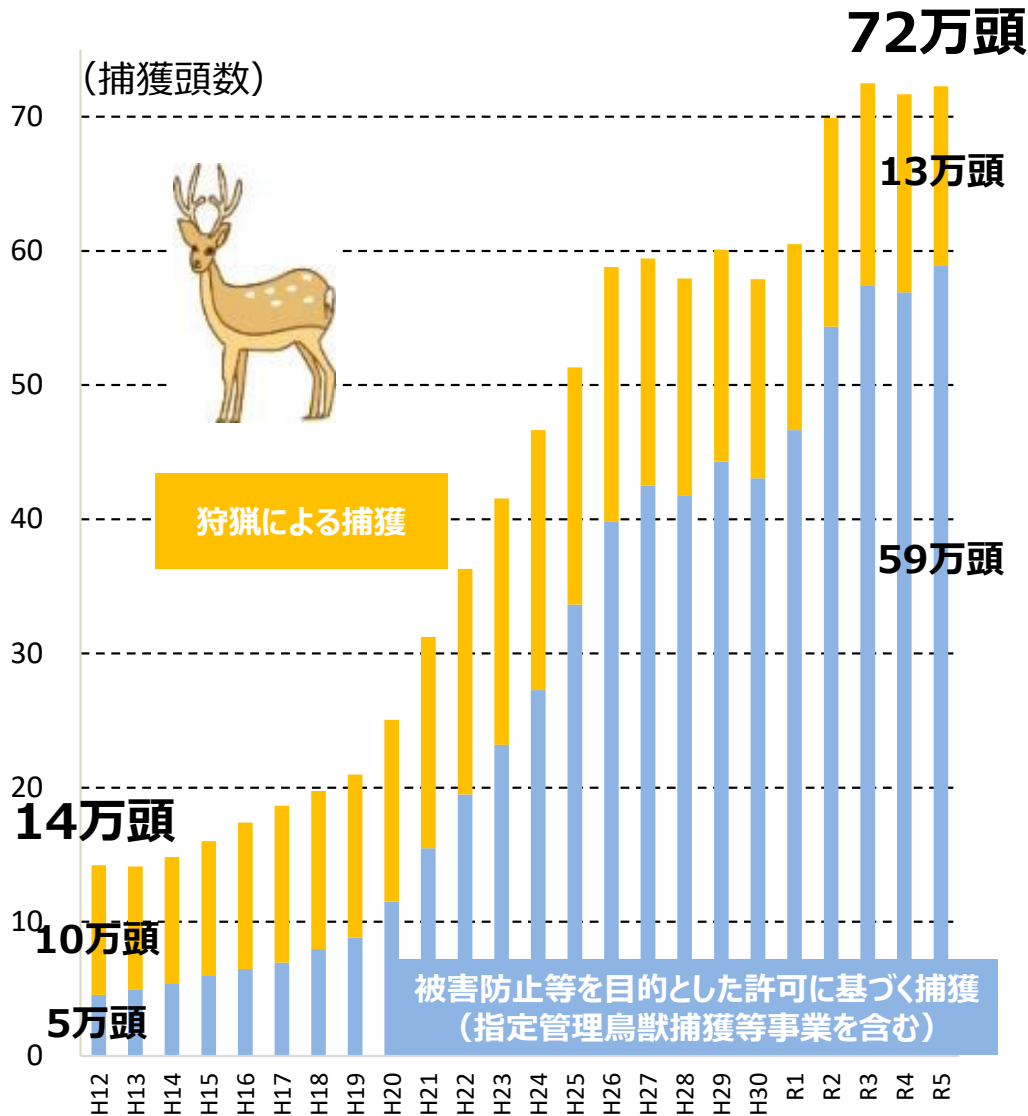
(隊員数推移)



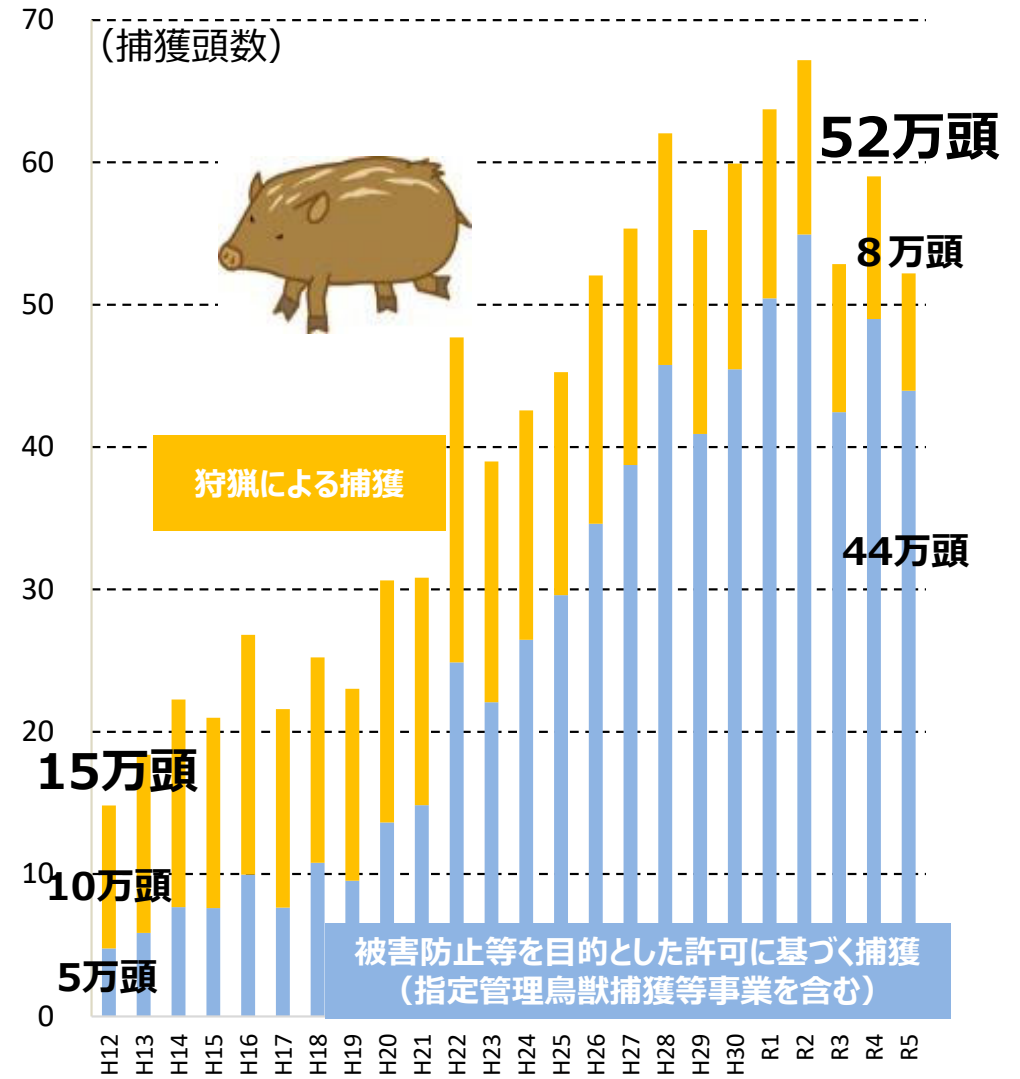
【出典】鳥獣対策・農村環境課調べ ※ 各年4月時点。括弧内は実施隊設置市町村数
その他には一部所属未回答の者が含まれる。

シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移



【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和5年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
 ※令和2(2020)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和3(2021)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和5年度）」の数値

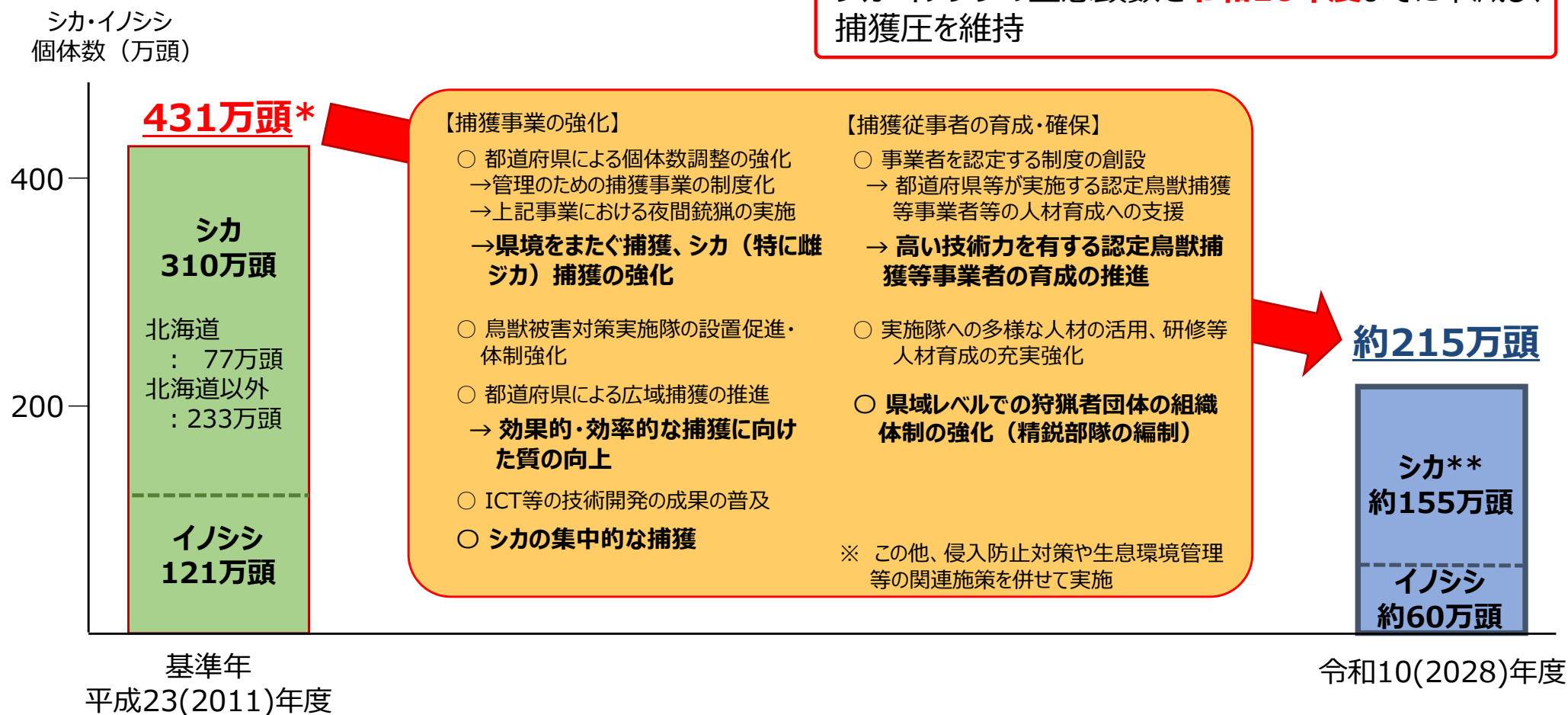
環境省と連携したシカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化を図り、**
 - ① **シカは、令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減を目指す。**
 - ② **イノシシは、平成23年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持する。**

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、捕獲圧を維持



*環境省における令和3年度末時点の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

1 鳥獣被害の現状等

2 鳥獣被害対策

3 鳥獣被害防止に向けた取組事例

4 捕獲した鳥獣の利活用

鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



個体群管理（農地周辺等での鳥獣の捕獲）について

- 被害防止計画に基づき市町村が実施する**農地周辺等での有害捕獲**については、被害防止効果の向上等を図るための**PDCAの実践**を推進。
- 併せて、市町村と連携しつつ**都道府県が中心となった**、農地周辺の林地等における、生息状況の把握とそれを踏まえた**広域的な捕獲**を推進。

【被害防止計画に基づく捕獲活動におけるPDCAの実践】

Plan : 計画

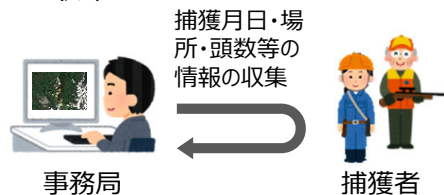
- ・実施隊員等や幅広い関係者の参画の確保等、持続的な捕獲体制を構築
- ・被害発生状況や捕獲実績等を踏まえた**捕獲計画を策定**

<項目例>

- ・捕獲場所・期間、捕獲方法、捕獲計画数、重点捕獲区域・時期
- ・捕獲活動のルールや研修予定

Do : 実行

- ・安全管理研修の実施等
- ・計画に基づく捕獲活動
- ・捕獲活動・実績に係る情報収集



Action : 改善

- ・点検結果を基に**関係者で協議、対応を決定**
- ・次期捕獲計画への反映

<対応例>

- ・被害位置や目撃情報等を踏まえた重点捕獲区域・時期の変更
- ・捕獲実績等を踏まえたわな位置・設置時期の変更



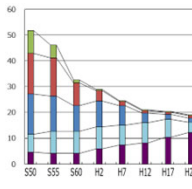
Check : 点検

Doで収集した情報や被害発生状況等を整理し分析

GISを活用した地図化



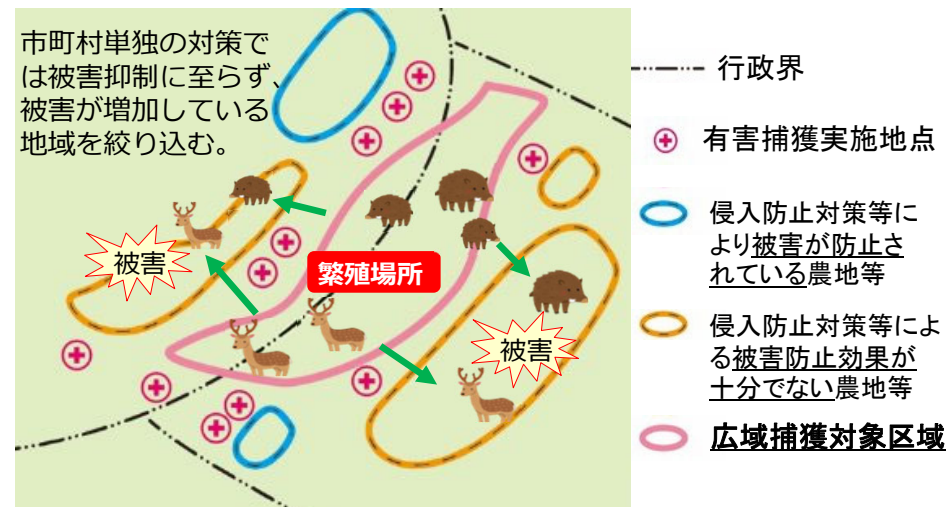
時系列データを活用した分析



【都道府県が中心となった広域捕獲】

シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる新たな被害を防ぐ**捕獲**、②県や市町村を跨ぐ林の中での繁殖場所での捕獲等、広域的な捕獲が重要。

(実施エリアの絞り込みのイメージ図)



(実施手順)

狩猟者団体や地域住民等との合意形成

事業実施に係る体制の整備

生息状況等の調査

広域捕獲の実施

侵入防止対策・生息環境管理について

- 侵入防止対策については、**柵の適切な設置と維持管理の徹底**を、**点検の負担軽減**を図りながら推進。
また、鳥獣の侵入経路を踏まえた集落単位等での**広域柵の設置**等を推進。
- 生息環境管理については、市町村等による農家や住民に対する**継続的な啓発**と効果的な実施を推進。

【侵入防止柵の適切な設置と管理】

1. **加害鳥獣の種類や地形、管理し易さ**等を踏まえた整備内容、設置後の**管理体制**等の整備計画の策定。
2. 電気柵での適切な**柵線間隔**や**舗装道からの一定距離**の確保、WM柵等での**地際対策**等、適切な設置。
3. **定期的な見回りや必要に応じた補強・修繕**等の実施。

○ 地形に合わせた柵の設置
や補強



○ 集落周辺、柵周辺の環境
等の点検



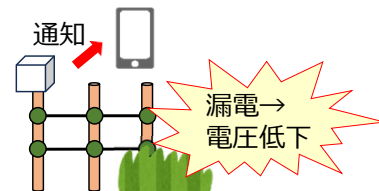
【広域柵】

効果的・効率的な対策の観点から、集落単位等での広域柵の整備が有効。**地域住民の協力**を得ること等による**管理体制の構築**や、**点検の負担軽減**が重要。

○ 集落周縁の里山内に点検
通路と一体的に電気柵を整
備した事例



○ 点検の負担軽減対策の例
(電気柵監視システム)



【追払い】

対象鳥獣に「慣れ」を生じさせないための、追払い方法に応じた、**組織的に徹底して行う、捕獲と組み合わせる**、設置型の追払い器具は**防除期間終了後速やかに撤去**する等の対策が重要。

○ 集落ぐるみでの動物駆逐用
煙火によるサルの追払い



○ 銃器による捕獲と組み合わせた
モデルガンによるカラスの追払い



※ 捕獲隊とパトロール隊を区別しにくする。

【生息環境管理】

農作物残さや放任果樹等が、鳥獣への**無意識の「餌付け」**となり、集落内にある藪等が、鳥獣の**隠れ場所**となるため、これらの**鳥獣を引き寄せる要因の把握**と**適切な管理**が重要。

○ 放置されたひこばえ



○ 放置された収穫残さ



○ 柵周辺への緩衝帯
の設置



スマート鳥獣害対策の推進

- 農村部の高齢化や人口減少が進む中、鳥獣対策を効果的に進めていくためには、ICT等の導入を加速化し、経験や勘のみに頼らない、**データに基づく被害対策**を進める必要。
- ICT等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による**見回り作業の省力化**や**捕獲を強化すべき地点の特定**等、**先導的なスマート鳥獣害対策**の普及を推進。

【対策のスマート化の視点（例）】

- ・ 捕獲報告の負担を軽減したい
- ・ PDCAの効果的実施に向けて精緻な捕獲情報を収集したい

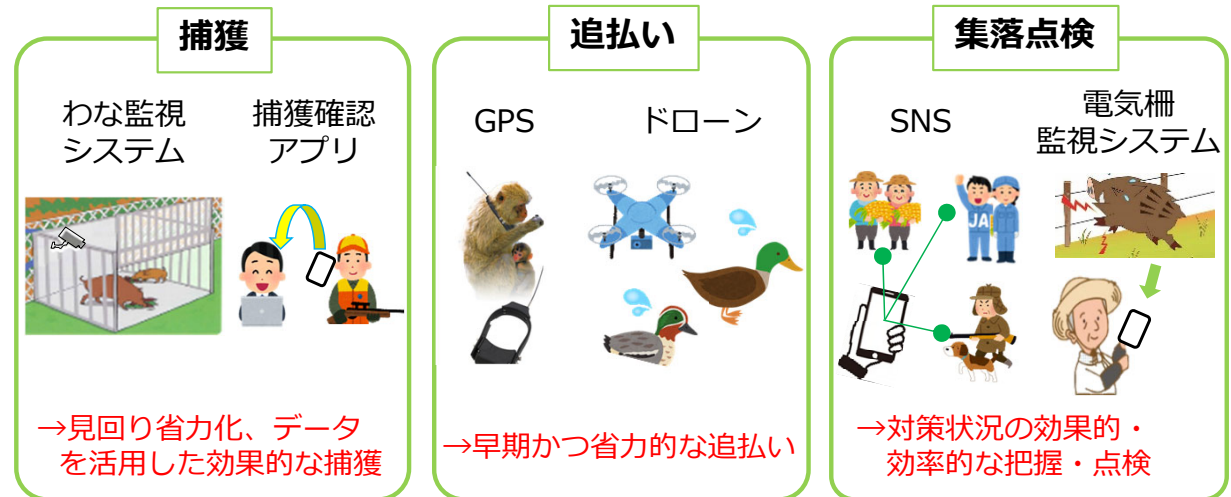


集落での侵入防止対策や生息環境管理を**効果的に**進めたい

効果的な追払い等のため、**群れの位置**や**行動パターン**を把握したい

- ・ わなの見回り負担を軽減したい
- ・ 警戒心が高まり捕獲しづらくなることを避けるため、獲り残しをなくしたい

【スマート鳥獣害対策の展開】



先導的な対策を行うモデル的な地域の育成と横展開を推進

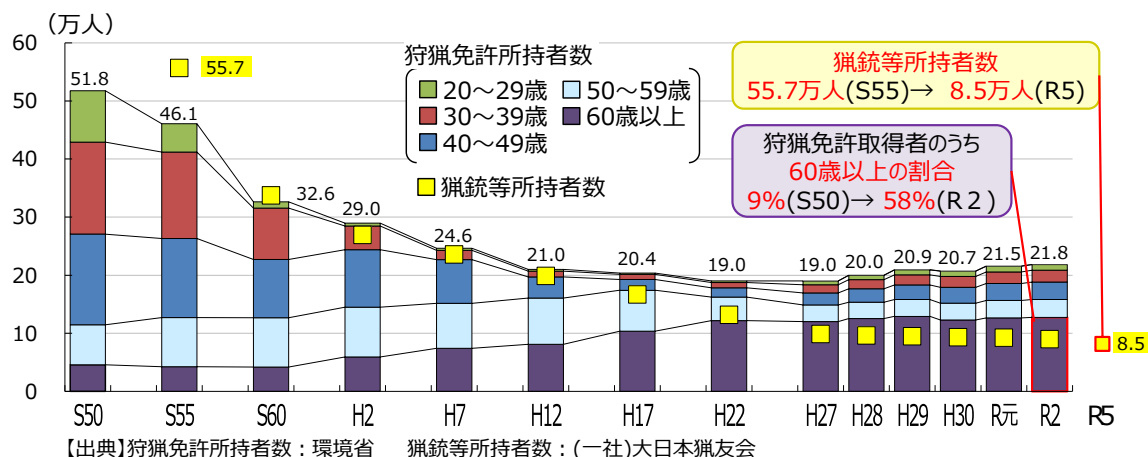


人材育成・確保に向けた取組

捕獲人材の現状と対策

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 都道府県と市町村が連携した体系的な研修の実施等による人材育成、捕獲サポート体制の強化等の捕獲者の負担軽減対策と併せて推進。

【狩猟免許所持者数・猟銃等所持者数の推移】



【体系的な研修による捕獲人材の育成】



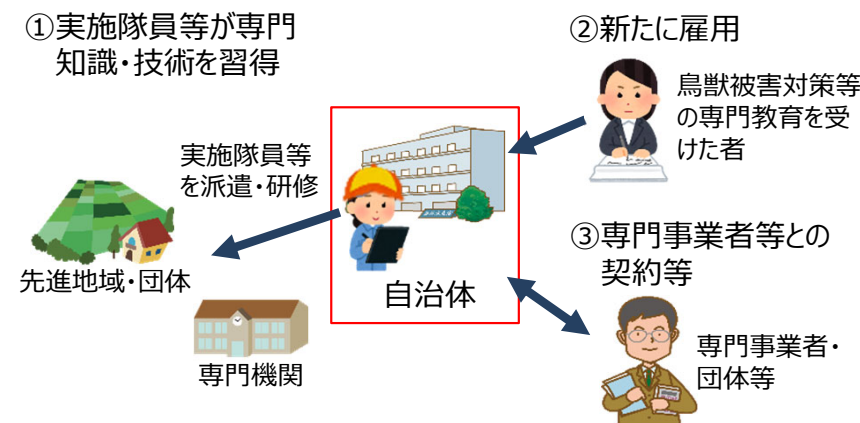
【地域住民による捕獲者のサポートや地域外の狩猟免許所持者の捕獲活動への参画】



被害対策専門人材の育成・確保

- 地方自治体における被害対策のより効果的・効率的な実施に向け、鳥獣被害対策や野生動物管理等に係る専門知識や技術を有する人材の育成・確保を推進。

【専門人材の育成・確保の方法】



【専門人材の活躍（例）】



被害対策の効果増大・効率化

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和7年度予算額 9,900（9,900）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,300百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

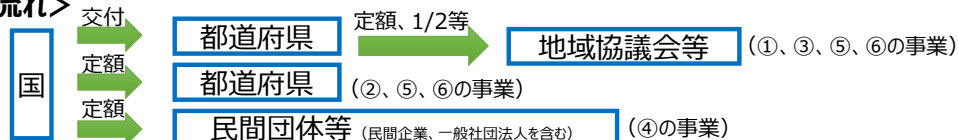
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900（9,900）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、鳥獣対策に係る総合的な人材育成等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

<事業の流れ>



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99	99
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	53	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- ① スマート鳥獣害対策の推進
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進



- ② シカ、クマの捕獲対策の強化【令和6年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



- ③ 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

- ① ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進【令和6年度補正予算含む】



- ② ジビエの情報発信強化【令和6年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



（億円）

野生鳥獣による農作物の被害状況調査

- 野生鳥獣による農作物被害に対して、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状況の把握とともに、鳥獣による農作物被害を的確に把握することが重要。
- 調査結果は、鳥獣被害対策行政を推進する上で必要不可欠な基礎資料となるもの。

調査対象農作物

- ・被害農作物は、稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他ごとに集計

調査対象鳥獣類

- ・鳥類は9種類、獣類は16種類
- ・野生鳥獣による被害には、加害する鳥獣の生態を考慮した対策が必要であることから、鳥獣種の特定は特に重要

被害の把握方法

- ・被害農家からの被害の報告、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合やJA等関係団体からの聞き取り、現地調査等の資料を用いて、相互に補完するよう努めること

調査期間

- ・調査対象期間は、毎年4月から翌年の3月までの期間

実被害面積、実被害量、実被害金額の算出方法

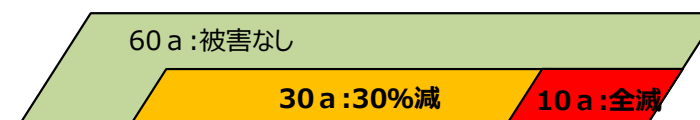
実被害面積

・実被害面積は、野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場において被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質があった実面積（被害割合を考慮した面積）

・【ポイント】実被害面積は「被害を受けたほ場全体の面積」ではありません！

（例）1haの水田で、10aが被害割合100%の全減、30aが被害割合30%の減収の場合、
 $10a \times 100\% = 10a$ 、 $30a \times 30\% = 9a$ 、
実被害面積は19a（被害を受けた面積の合計（ $10a + 30a = 40a$ ）ではない）

（被害面積）



実被害量

・実被害量は、野生鳥獣による農作物の被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した量

実被害金額

・実被害金額は、実被害量に、調査年におけるそれぞれの都道府県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価を乗じて算出した金額

効果的な鳥獣の捕獲、効果的な侵入防止策の整備及び生息管理の実施について

- 令和6年度に財務省が行った予算執行調査において、現行の交付金による鳥獣被害対策では鳥獣被害の減少につながっておらず、単なる捕獲や侵入防止柵の設置の実施のみとどまっているとの指摘。
- 捕獲、侵入防止柵の整備・維持管理及び生息環境管理において必要な取組項目をまとめたチェックシートを活用して、効果的な対策を着実に実施。

鳥獣害被害防止のチェックシートの活用

鳥獣被害防止対策の実施に当たり、捕獲、侵入防止柵の整備・維持管理及び生息環境管理において、必要な取組項目をまとめたチェックシートを導入。

鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施の際には、事業実施計画及び事業実施状況報告に併せてチェックシートの提出が必要。

■ 鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）の抜粋

	申請時 (します)	(1) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	☒	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	☒
②	☒	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	☒
③	☒	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	☒

申請

事業実施計画とあわせて提出

取組

「正しい方法」を確認して、取組を実践

報告

事業実施状況報告とあわせて提出

確認

国、県が確認

指導・支援

より効果的に対策を実施

留意事項

チェック項目について、「正しい方法」で取組を実践するために、技術的な情報を中心に、留意事項をとりまとめ。

捕獲計画の策定や、わなの点検、捕獲活動の点検評価のポイント

柵の資材調達に係る仕様の例や、施工や見回り時のポイント

収穫残さの除去など、農家や地域住民へ周知すべき内容

参考資料

野生鳥獣被害防止マニュアルの該当部分の抜粋、取組事例等を紹介。

鳥獣対策アドバイザー等の専門家等も活用しつつ、協議会に対する研修や講習会、現地指導等により、

- ① 生息環境の取組の実施、
- ② 適切な侵入防止柵の整備・維持管理、
- ③ 効果的な有害鳥獣の捕獲について協議会の理解を深める等、一層の取組を推進する必要。

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検（農林水産省Webサイト）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/hikai/yosan/250416.html>

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検

効果的な生息環境管理

- 鳥獣被害防止対策においては、①鳥獣に対する「無意識の餌付け」を防止するため**農作物残さ及び放任果樹の撤去**、②鳥獣に集落や農地を「安全」と認識させないため**緩衝帯の整備**や**雑木林の刈り払い**など生息環境管理の取組を地域の実情にあわせて行うことが重要

→ 生息環境管理の取組にあたっての留意事項

1) 鳥獣を引き寄せる要因の**現状把握**に努める。

2) 農作物残さの撤去などについて、**農家への巡回指導・助言**を行う。

3) ゴミ集積所の適切な管理などについて、**地域住民**からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で**周知**を行う。

効果的な侵入防止柵の整備・維持管理

- 侵入防止柵について、侵入防止効果を長期にわたって発揮させるためには、**適切な整備と維持管理**が不可欠であり、事業実施主体は、整備した施設等について、常に良好な状態で管理する必要

1) 設置した柵を適切に維持管理していけるよう、将来にわたり設置した柵を誰がどのように管理していくのか、柵の整備前から、ルールづくりを含め管理の**体制を構築**

2) 被害状況等を踏まえ、効率的・効果的な柵の整備に係る**事業実施計画を策定**する。
→ 柵整備に係る事業実施計画の策定に当たっての留意事項

3) 仕様書に明記する等により、規格に適合した**資材**を発注し、**調達**する。
→ 資材の調達に当たっての留意事項

4) 専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、**正しい方法で施工**する。また、これらを実績報告までに**確認**する。

なお、請負施行の場合は、受注者による工事が**正しい方法による施工か確認**する。

→ 正しい方法での施工及び確認に当たっての留意事項

5) 集落協定を結ぶなどにより、**定期的な見回り**を行い、破損等を確認したら速やかに修繕する。

→ 定期的な見回りに当たっての留意事項

効果的な捕獲活動

- 被害防止計画に基づく有害捕獲は、狩猟とは異なり、農作物被害の軽減という目的のために行うものです。被害軽減につながるよう**有害鳥獣を効果的に捕獲**していくためには、捕獲計画の策定や捕獲実績の把握が不可欠

1) 被害防止計画に記載された「対象鳥獣の捕獲体制」を具体化し、当該年度の捕獲体制の確認や捕獲機材等の準備を行うとともに、次年度以降も**持続的に捕獲**が行えるよう、鳥獣被害対策実施隊の隊員確保を始め、**捕獲体制の強化**に努める。

→ 持続的な捕獲体制の構築に当たっての留意事項

2) 前年度の捕獲実績や現状の被害状況等を踏まえ、**効果的な捕獲計画を策定**する、又は見直す。
→ 効果的な捕獲計画の策定に当たっての留意事項

3) 策定した**捕獲計画に基づき捕獲**を実施する。
→ 捕獲計画に基づく捕獲に当たっての留意事項

4) 捕獲実績を集積し、効果的な**捕獲活動**が実施できているか**点検評価**する。
→ 捕獲活動の点検評価に当たっての留意事項

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検
(農林水産省Webサイト)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/250416.html>

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度の概要

- 平成18年3月に、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として登録する制度を創設。
- 農林水産省に登録されたアドバイザーは、現在256名（令和6年7月末）で、それぞれの専門性の下で活動中。

1. アドバイザー登録・利用

（1）登録手続き

- ・ アドバイザーとして登録するには、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関からの推薦を受け、農村振興局長が承諾・登録。
- ・ 登録の有効期間は3年。（更新毎の登録手続きが必要）
- ・ 登録したアドバイザーの氏名、専門分野、これまでの活動実績等（連絡先は除く）の情報について、農林水産省HPで公表。

（2）利用手続き

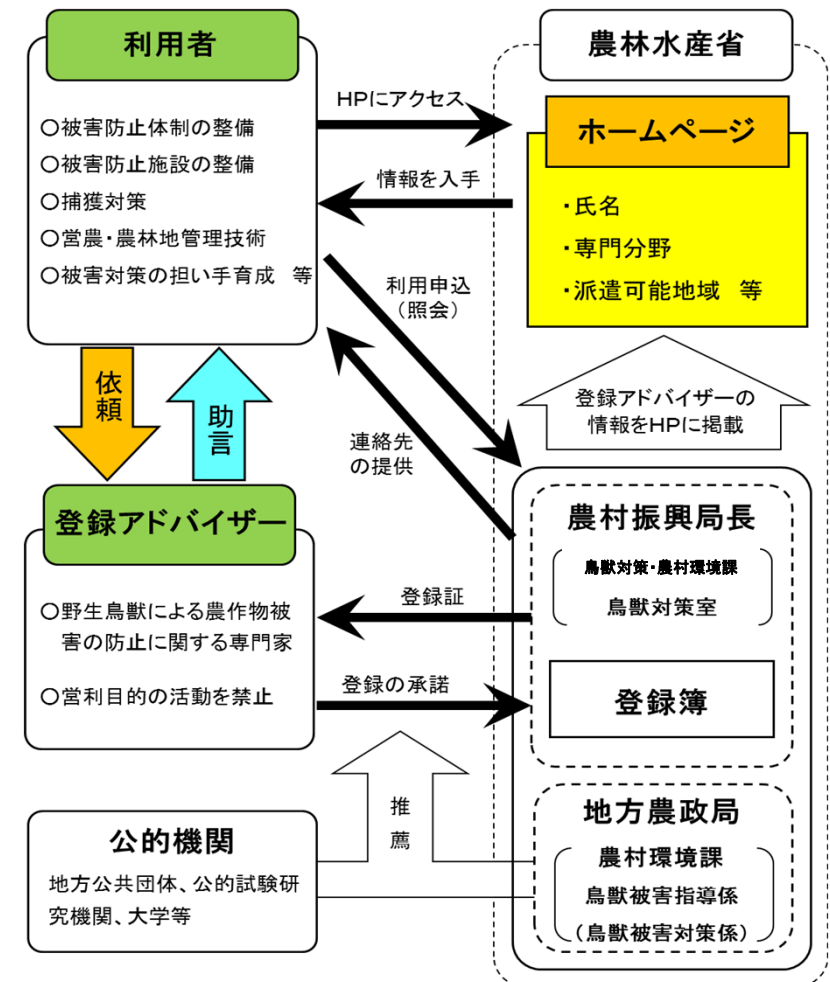
- ・ アドバイザーを利用する者は、利用申込書を地方農政局農村環境課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受ける。
- ・ 利用者は、依頼する助言の内容等をアドバイザーと直接交渉を行い、契約を締結。

2. アドバイザーが行う助言等の内容

- （1）地域における被害防止体制の整備
- （2）防護柵等の被害防止施設の整備
- （3）被害防止のための捕獲対策
- （4）野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- （5）地域における被害防止対策の担い手の育成
- （6）その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

アドバイザー登録・利用の流れ

登録者数：256名（令和6年7月末現在）



【参考】鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。
- また、地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保につながるよう、農林水産省事業により研修会等を開催。

野生鳥獣被害防止マニュアル等



(関連制度編)



(総合対策編)



(中型獣類編)



(鳥類編)

野生鳥獣による被害防止マニュアル等

鳥獣対策に関するマニュアルや技術を掲載しています。

1. 関連制度、総合対策、中型獣類・鳥類の対策

2. 自治体の方へ

3. 人材育成・実施体制の実例

4. 先進的な研究の実証

5. 都道府県等における鳥獣被害対策

6. 過去のマニュアル

野生鳥獣による被害防止マニュアル等について（農林水産省Webサイト）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual.html>

鳥獣被害対策担い手マッチング事業

■ 鳥獣被害対策に関心のある者等向け連続セミナー

プログラム	実施予定	内容
キックオフ研修	10月：オンライン	鳥獣被害対策の基礎知識の習得
事例勉強会	11月：オンライン	事例勉強会（全3回）
フィールドワーク	11月～2月：現地	現場体験等（9か所のうち1回選択）

■ 行政職員向け研修・意見交換会

プログラム	実施予定	内容
ICT研修	8月～9月：対面	ICTを活用した被害対策技術の習得（3回のうち1回選択）
意見交換会	10月～12月：対面	データ活用方策に係る事業者等との意見交換

鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

- 全国鳥獣被害対策サミット
（2月：対面とwebハイブリッド予定）
 - ・全国における鳥獣対策の優良事例紹介
 - ・技術展示等

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する 特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注 1）被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

（注 2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

（注 3）都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

-
- 1 鳥獣被害の現状等
 - 2 鳥獣被害対策
 - 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例**
令和6年度 鳥獣対策優良活動表彰 受賞団体
 - 4 捕獲した鳥獣の利活用

令和6年度 鳥獣対策優良活動表彰 農林水産大臣賞（被害防止部門（団体））

下関市豊北町大字田耕「朝生地区」（山口県下関市）

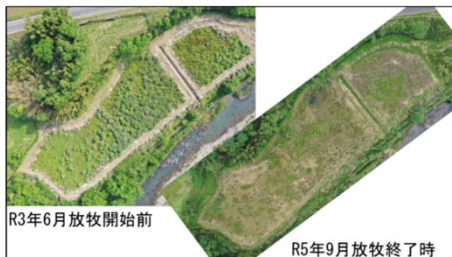
農事組合法人と自治会で役割分担し、生息数が拡大するシカやイノシシに対応するため、県や市と連携して「朝生地区鳥獣被害対策総合計画」を策定。加えて、大学と連携した科学的な知見に基づく捕獲や「山口型放牧」による生息環境管理の実施、猟友会と連携した捕獲体制の構築を行うなど、地域一体となった対策のモデル地区として、取組の地域内外への普及に貢献。

主な取組

- 野生鳥獣の潜み場となる耕作放棄地解消のため、農事組合法人が不在地主と交渉し、水稻(3.5ha)と小麦(0.95ha)の営農を再開。また、営農再開が難しい耕作放棄地では、電気柵を設置して牛を放牧する「山口型放牧」に挑戦し、雑草管理と潜み場の除去に取り組んでいる。



レンタカウ(牛)の管理



放牧実施前後の比較

- 下関市豊北町捕獲隊と協力した捕獲の活動では、自治会が中心となり、定期的なわなの見回りや点検、設置箇所の調整、猟友会との連携による捕獲時の処分を実施。また、山口大学と連携した山林における採餌環境の調査結果に基づく、わなや侵入防止柵の管理により、被害軽減を実現。

- 侵入防止柵については、収穫期となる8～10月に農事組合法人が組合員に点検箇所の担当を割り振るとともに、自治会の会員約20名により、年2回、全侵入防止柵の見回りと点検・補修に取り組むなど、点検・補修の徹底により、良好な状態を維持。



防護柵の点検補修

- 令和5年度に発生した梅雨前線による豪雨で破損した侵入防止柵等の復旧に当たって、連携している山口大学からボランティアを受け入れるなど、活動の継続に向けた工夫に取り組んでいる。



既存防護柵の点検補修

令和6年度 鳥獣対策優良活動表彰 農村振興局長賞（被害防止部門（団体））

郡山市田村町田母神集落（福島県郡山市）

「鳥獣被害の割合が高いわりに、有効な対策を実施できていない」という住民アンケート結果を受け、県・市の協力を受け、集落ぐるみの対策に着手。集落環境診断や勉強会を重ね、被害対策への機運が高まり、合意形成が図られ、「生息環境管理」「侵入防止対策」「猟友会と連携した個体数調整」の取組が進み、集落に留まらず、田村町全体の農作物被害額が減少。

主な取組

- 集落環境診断による現地確認だけでなく、センサーカメラで撮影した動画を活用することで、地域住民全体に野生鳥獣の侵入箇所や被害箇所等の現状についてわかりやすく共有することで鳥獣被害対策に対する意識を醸成。



センサーカメラに映ったイノシシの群れ

- 区長、副区長や中心的な担い手に集約されるイノシシの出没情報や生息情報を捕獲隊に共有し、箱わな設置箇所の選定や移設に活用することで、効率的な「個体数調整」を実施。また、獣サイズ判定センサーを搭載した箱わなにより、捕獲者の負担を軽減。



箱わな設置の様子



設置された箱わな

- 担い手不足や効率的な管理を考慮し、遊休化した農地や自分ひとりでは鳥獣対策に取り組みえない高齢者の農地も範囲に含め、集落の全農地に被害防止対策を施す方針で、電気柵を設置。設置後はグループ単位で点検や除草などの管理を行うとともに、センサーカメラを活用して効果検証を実施。



電気柵設置計画の地図



住民総出による電気柵の設置



電気柵設置の工夫

- 電気柵設置や維持管理は住民によるグループ単位で行い、経験や知識を持つ住民が集落内の新規就農者や若者など経験が浅い住民に対し、ノウハウを継承できるため、活動を継続できている。

【被害金額（田村町）】約1,494千円（活動開始前：令和元年度）
→約372千円（令和4年度）

令和6年度 鳥獣対策優良活動表彰 農村振興局長賞（被害防止部門（団体））

福井市神当部区（福井県福井市）

全住民は22名、かつ高齢者の割合が多くを占める集落において、「守るべきものは営農も含めた住民の暮らしそのものである。」という考えのもと、「人と獣の境界線をつくり、人と獣の棲み分けを図る」取組を開始して以来10年以上、イノシシによる農作物被害・畦畔被害ゼロを維持。

主な取組

- 「人と獣の境界線づくり」として、平成26年から27年の2か年で、集落ぐるみの体制で集落周縁の里山内に点検通路を整備し、獣側が作業スペースとなるよう通路の集落側に電気柵2段を設置。毎年4月初旬に3～4名で点検通路の補修と電柵コードの設置作業を行い、電気柵設置期間中は、毎週1回当番制で見回りをを行い、電圧の維持管理を行うほか、台風などの強風の翌日には必ず電圧測定を行い、異常があれば自主的に点検補修を実施。降雪前の11月中旬に4～5名で撤収作業を実施。



4月初旬：3～4名で一日 通路補修・電柵コード張り
11月中旬：4～5名で半日 電柵コード撤収
点検管理：週1回 3～4名で分担

- 電圧を高く維持するため、電柵コードを4年ごと更新。また、電気柵の集落側はもとより、電気柵より山側10m程度まで緩衝帯を整備しており、さらに野生鳥獣に対する心理的な圧をかけている。



- 「人と獣の境界線づくり」に取り組んで以来10年以上、イノシシによる農作物被害・畦畔被害ゼロを維持している。取組開始当初にはシカを目撃や出没があったものの、近年はほとんどなくなっている。また、クマの大量出没年でも神当部区周辺では痕跡・目撃情報はない。

【被害金額（神当部区内）】

約180千円（活動開始時：平成26年度）→約0千円（令和5年度）

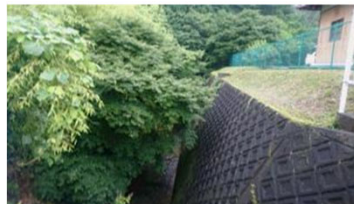
令和6年度 鳥獣対策優良活動表彰 農村振興局長賞（被害防止部門（団体））

坂本自治会「サル追出し隊」（三重県いなべ市）

住民アンケートで課題を共有したことを契機に、鳥獣被害対策に取り組むための組織を発足。農家組合、環境保全や集落協定の組織と連携しながら、侵入防止、捕獲、追払いに取り組み、農作物被害を軽減。意識が高まったことで、緩衝帯整備や侵入防止柵の管理徹底につながり、安定した農業生産を実現。

主な取組

- サル追出し隊は小字ごとに4班編成、30名(令和6年7月現在)からなり、年2回の総会で新技術や新たな加害獣への対策を共有し、「緩衝帯の設置・拡大」「侵入防止柵の除草作業省力化のためのノシバの造成」等を実施。



- 坂本地区の農家組合、坂本環境を守る会(多面的機能支払交付金組織)、坂本集落協定(中山間地域等直接支払組織)が連携し、侵入防止柵の維持・管理のルールを制定し、組織的に点検・補修・補強を実施するほか、組織的な追払いを実施。また、総会等の活動に積極的に移住者を招待することにより、移住者が地区に溶け込みやすい場づくりを行い、隊員の確保を図っている。



- 活動開始前の個々の農家による侵入防止対策ではサルの対策としては不十分であったが、平成28年からサルの対策に有効な複合柵(金属柵+電気柵)の設置を開始し、現在では地区の農地の90%に設置。

- 鳥獣対策により安定して栽培・収穫可能となった野菜等を販売する日曜朝市が令和4年から住民の有志4～5名により定期的で開催されるようになり、地区の活性化につながっている。

取組事例・優良表彰について
(農林水産省Webサイト)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyosyo_jirei.html

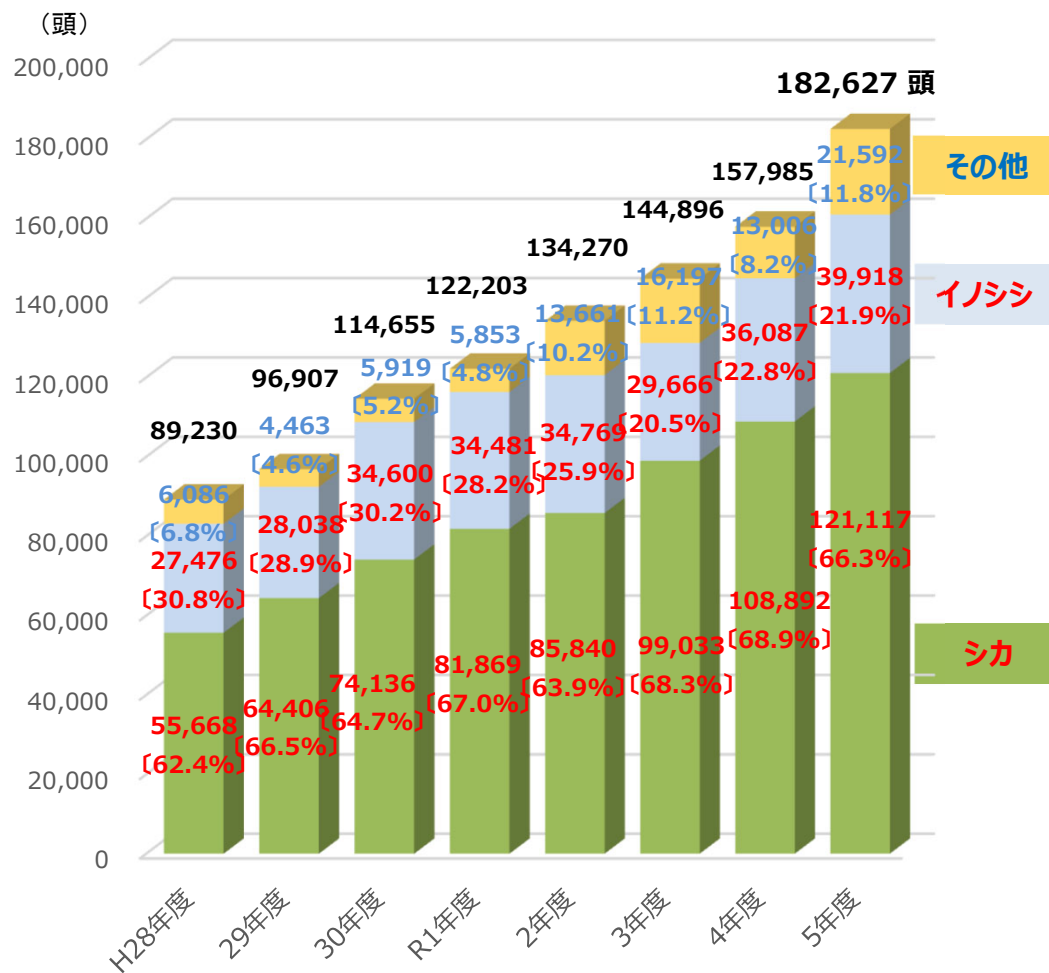
【被害金額（坂本地区）】 約808千円（活動開始前：平成23年度）→約49千円（令和5年度）

-
- 1 鳥獣被害の現状等
 - 2 鳥獣被害対策
 - 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例
 - 4 捕獲した鳥獣の利活用**

捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

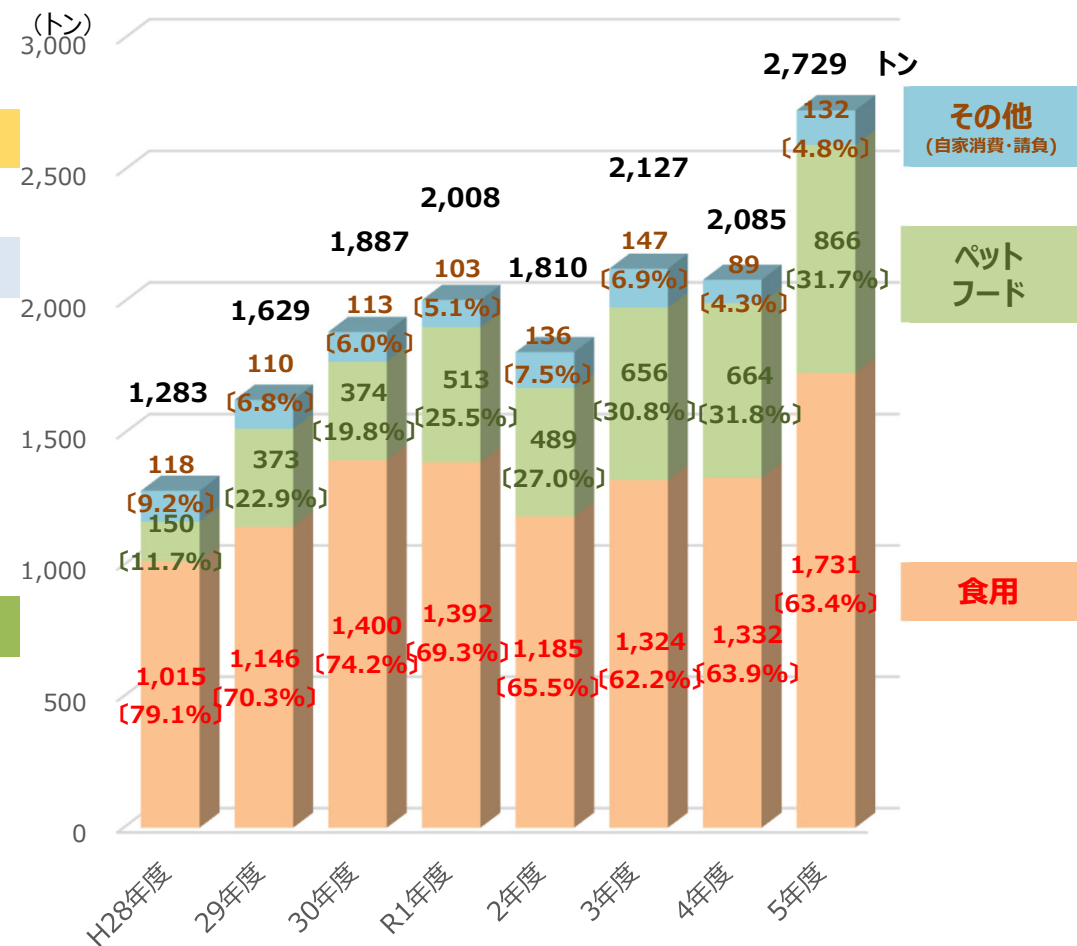
- 令和5年度に、全国の772処理加工施設において処理されたジビエ利用量は2,729トンであり、平成28年度と比べて2.1倍に増加。

1. ジビエ利用頭数の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

2. ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

- ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。



ジビエハンター育成研修制度

- ジビエに適さないため、処理施設に受け入れられず、捨てられてしまう個体を減らすため、ハンターにジビエに適した捕獲方法等の知識を学ぶ研修を実施及び支援する仕組みである「ジビエハンター育成研修制度」を令和5年3月に制定。
- 地方公共団体、猟友会等と連携しながら、より多くのハンターに衛生管理の知識をつけてもらうことで、利用率向上を図る。

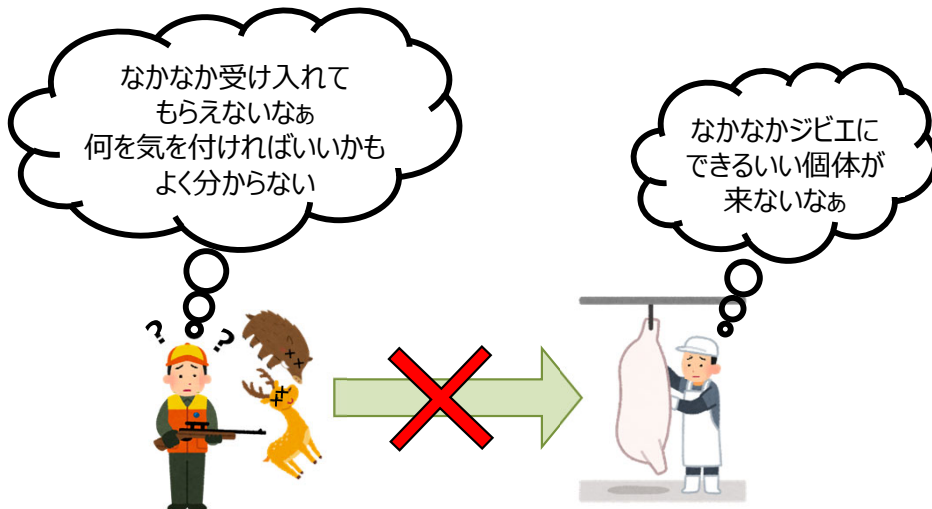
現状と課題

- ✓ 捕獲された個体が食用に適さないため、ジビエ処理施設に受け入れてもらえず、**捨てられてしまう**

(食用に適さない例)

- ・腹が撃たれている（胃内容物などが漏れ出し肉が汚染される）
- ・放血が適切に行われていない（肉質の低下）
- ・速やかにジビエ処理施設に搬入されていない（菌の増殖） など

- ✓ そのため、処理施設従事者だけでなく、衛生管理の知識を有する捕獲者（**ジビエハンター**）の育成が重要。



ジビエハンターの育成

ジビエハンター育成のための**研修制度**をR5年度から開始
(R3年度～試行)

Step 1 基礎研修

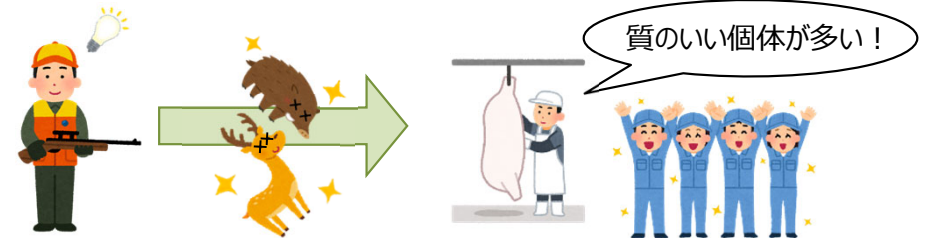
より多くのハンターに「ジビエには捕獲段階からの衛生管理が必要」と知ってもらうための研修

- ・猟友会の他研修と同時開催
- ・HP(下記リンク)に研修用動画を公開

Step 2 育成研修

ジビエに興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修

- ・国が研修実施するとともに、地方公共団体などの実施をサポート
- ・国が作成したテキストを使用し、国が登録した講師による研修



ハンターにとっても多くの個体を施設に受け入れてもらえれば、収入増や埋設等の作業負担減につながる可能性がある。

国産ジビエ認証制度

- ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設を認証。
- また、認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- なお、エゾシカ肉処理施設認証制度と本制度の審査の同等性が認められたことから、令和2年4月に制度の一部を改正。

【認証基準の主な項目】

1. 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守

＜チェックシートの項目＞

(厚労省ガイドラインを基に各県の認証を鑑み作成)

- 捕獲・搬入時の状況確認
- 放血状況の確認
- 内臓摘出(屋内で行う場合・屋外で行う場合(※))
- 内臓及び枝肉の異常の有無確認
- ナイフ等器具や設備の洗浄・消毒
- 枝肉の洗浄、冷蔵
- 細菌検査(自主検査)、金属探知機 等

2. 規定されたカットチャートの遵守

3. 規定された表示ラベル記載事項の遵守

4. 出荷する製品のトレーサビリティの確保

(※)一定の技術を有する捕獲者に限る。

【認証マークの使用】

- 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用許諾申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

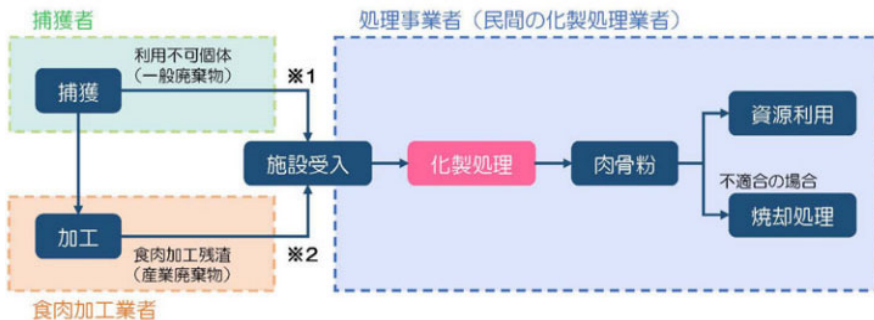
ジビエ製品、ジビエ加工品、
販売促進資材に使用可能



【参考】捕獲鳥獣の焼却及び減容化の処理

化製処理による減容処理

- 化製処理(注1)を行い、肉骨粉等に加工する方法で、飼料・肥料(注2)として利用が可能。
- 捕獲や止め刺しの際に使用した鉛弾が混入した場合(注3)、資源化物の鉛含有量が基準値(注4)を超過する恐れがある。
- 現状ではシカの資源化は利用規制(注5)があり不可となっているため、イノシシのみ可能。



※1 捕獲者が直接持ち込む あるいは 捕獲者が一時保管庫まで持ち込み、収集運搬業者が回収する
※2 収集運搬業者が回収する

注1 屑肉や余分な脂肪、内臓、骨等の食肉加工で発生した残渣及び家畜の死体を原料とし、破碎や加熱処理により肉骨粉や油脂等へ加工すること。肉骨粉は肥料や飼料として利用されている。

注2 肥料として利用する場合、事前に独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) の確認が必要。

注3 鉛弾が肥料に混入した場合、肥料法上の異物混入に該当し、生産販売できない。

注4 鉛含有量の基準値: 7mg/kg以下 (飼料安全法)、3µg/g以下 (ペットフード安全法)

注5 ニホンジカ由来の肉骨粉等への資源化は、異常プリオンによる慢性消耗性疾患 (CWD) の関係で利用が制限されている。(飼料安全法)

減容化・焼却施設等情報 (農林水産省Webサイト)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html#genyouka>

個体切断及び既存施設による混焼処理

- 施設内に冷凍保管庫を設置し、冷凍した個体を焼却施設に併設されている粗大ごみ用の破碎機で小片に切断し、家庭ごみ等とともに混焼処理する方法。
- 自治体の既存焼却施設に捕獲個体をそのまま投入すると、燃え残りが発生する可能性があるため、捕獲個体を事前に切断する必要がある場合が多く、捕獲者が切断作業まで負担するケースが多い。
- 捕獲者による切断の負担を減らすことができ、さらに、破碎機が併設されていれば冷凍保管庫のみの設置となるため、コスト面においても有用な方法。

生物処理による減容及び既存施設による混焼処理等

- 家畜の糞尿や木質チップ等から作成する菌床に捕獲個体あるいは食肉加工残渣を投入し、微生物による好気性分解を利用して減容化し、使用済み菌床を他の一般廃棄物とともに混焼処理あるいは最終処分場に埋立処分する方法。
- ハウス等の施設内のコンクリート床の上に菌床を野積みして重機で攪拌する方式 (野積み式) と、恒温機能と攪拌機能をもつ専用の処理装置による方式 (装置式) が確立されている。

専用焼却炉による焼却処理

- 捕獲個体の専用焼却炉を新たに設置し、焼却処理する方法。
- 捕獲者による捕獲個体の切断が不要で、衛生的に減容化できる一方、鉛濃度が高くなる可能性や導入・処理コストが大きい点に留意。
- 搬入量が処理能力を超えた場合を想定し、冷蔵または冷凍保管庫の併設が必要。